

愛知中部水道企業団業務委託契約約款（長期継続契約）

平成29年5月1日施行

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別紙の設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合にあっては、その成果物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 受託者は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 7 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第2条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に免除と記載されているときは、本条は適用しない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

第4条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由

に公表することができる。

- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の届出について、その下請負が不相当と認めるときは、受託者に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第7条 委託者は、受託者の行う業務について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

（現場責任者等）

第8条 受託者は、委託者から要求があれば、業務上の管理を行う現場責任者等を定め、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 委託者は、現場責任者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示して交替を求めることができる。

（損害賠償）

第9条 受託者は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

- 2 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、天災その他不可抗力によって損害が生じたときは、事実発生後遅滞なくその状況を委託者に通知しなければならないものとし、この場合の損害は、受託者の負担とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、その損害の原因が受託者の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、受託者は委託者にその損害の一部負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、委託者と受託者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第10条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに委託者に業務結果とともに完了届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、受託者から前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。この場合において、委託者は、当該検査の結果を7日以内に受託者に通知するものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、受託者は委託者の指定する期間内に補正しなければならない。
- 4 受託者は、前項の補正をしたときは、直ちに補正完了届を提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。
- 5 第2項及び前項の検査に合格した日をもって業務を完了し、若しくは成果物は委託者に引渡しされたものとする。

6 請負契約における部分払いの限度額等の特例に関する基準の対象となる契約については、委託者は、受託者からの出来形検査請求書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。この場合において、委託者は、当該検査の結果を7日以内に受託者に通知するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 委託者は、前条第5項による引渡しの日から1年以内に、成果物の瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は10年とする。

2 受託者は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものである場合は、その記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながら通知しなかった場合を除き、その担保の責めを負わない。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 受託者は、自己の責めに帰すべき理由により履行期間内にこの契約を履行しなかったときは、違約金を委託者に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると委託者が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払い)

第13条 受託者は、第10条第5項の規定による引渡し完了後請求代金の支払いを請求するものとする。ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。

2 委託者は、前項により所定の手続きに従って適正な請求書が提出されたときは、これを受領した日から30日以内に業務委託料の支払いをしなければならない。

3 委託者は、前項の支払いを遅滞したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づいて算出した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者は、その責めを負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意にこの契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 委託者の行う業務の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 正当な理由なく期限内にこの契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、委託者においてこれを調査し、相当代価を受託者に支払うものとする。

4 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、委託者はこの契約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者は、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、受託者に独占的状态があったとして、独占禁止法第8条の4第1項の規定による命

令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受託者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項によりこの契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第16条 受託者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受託者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受託者が委託者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。

3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第18条 受託者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求

し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受託者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知中部水道企業団財務規程の準用)

第19条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知中部水道企業団財務規程の定めるところによる。

(紛争の処理)

第20条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第21条 この契約書及び愛知中部水道企業団財務規程に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、別に決定する。